

令和4年度  
十和田八幡平国立公園等の体験学習旅行  
誘客促進事業（香港）

企画コンペ実施要領

## 1 事業の趣旨

青森県、秋田県及び岩手県の三県は、今般、香港市場において、夏季の誘客を想定した旅行会社招請を実施することで、訪日リピート率の高い香港市場への家族層をターゲットとした旅行商品造成を促し、新型コロナウイルス収束後の北東北三県への誘客促進を図る。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

十和田八幡平国立公園等の体験学習旅行誘客促進事業（香港）

### (2) 業務の仕様

別紙仕様書のとおり

### (3) 委託期間

委託契約締結日～令和4年11月30日（水）

### (4) 委託料の上限額

この業務に係る上限額は2,603,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

### (5) 契約の相手方の選定

本業務は、三県で構成する北東北三県観光立県推進協議会（以下「三県協」という。）が主体となって行う事業であり、公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を委託候補者とする。

## 3 参加者の資格要件

本業務の企画コンペ参加者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本業務の実施に当たり、三県協の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 直近3カ年の間で、行政機関からの委託を受けて、香港などの海外または在日の旅行会社の招請事業を受託した実績を有すること（元請け、下請けを問わない）。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事更生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による整理開始の申立てをなされていない者であること。破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。

- (6) 参加届出書の提出の日から委託候補者を決定するまでの間に、三県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しない者であること。

## 4 企画コンペ参加手続き等について

### (1) 実施要領等の交付

企画コンペに関する実施要領等について、青森県、秋田県及び岩手県公式ホームページに掲載する。

### (2) 担当課（問い合わせ先・応募書類等提出先）

三県協事務局 岩手県分室（岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室 国際観光担当）  
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁2階  
TEL:019-629-5573 FAX:019-623-2001 e-mail:AE0006@pref.iwate.jp

### (3) 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等に関する質問等は、下記により受け付ける。

#### ① 受付期間

公告の日から令和4年6月15日（水）午後5時まで

#### ② 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

#### ③ 回答方法

全ての質問事項及び回答事項をとりまとめて岩手県公式ホームページに掲載する。

#### ④ 回答期日

令和4年6月20日（月）

### (4) 参加届出書の提出

企画コンペに参加しようとする者は、下記提出期限までに参加届出書類を提出すること。

#### ① 提出書類

ア 【様式1-2】企画コンペ参加届出書

イ 【様式1-3】会社概要及び過去3年間の類似事業の主な受注等実績

#### ② 提出期限

令和4年6月22日（水）午後5時必着

#### ③ 提出方法

ア 持参又は郵送により提出すること。

イ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。

## (5) 参加資格喪失及び参加辞退

提出された書類に虚偽の記載が判明した場合や、委託候補者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなったときは、参加資格を失うものとする。

なお、書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかにその旨を電子メール、またはFAXで担当課まで連絡すること。

## 5 企画提案書等について

### (1) 企画提案書等の作成

企画コンペ参加者は、仕様書に掲げる業務内容に関して、次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。

- ① 具体的な実施内容及び実施方法（仕様書に掲げる事業内容ごとに整理して作成）
- ② 作業及び事業実施スケジュール
- ③ 業務実施体制
- ④ 再委託等の有無及び予定

### (2) 積算内訳書の作成

- ① 本業務の実施に関する経費の積算内訳（項目、数量、単価、金額等）を出来る限り詳細に記載すること。
- ② 任意の様式によるものとし、企画提案書と別冊で作成すること。
- ③ 参加者の商号又は名称及び代表者の職氏名を記載し、社印及び代表者印を押印の上、三  
県協会長 青森県知事あて提出すること。

### (3) 提案会社概要の作成

組織内容、取扱業務内容。会社等のパンフレット等でも可。

### (4) 企画提案書等の提出

#### ① 提出部数

- (ア) 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）
- (イ) 積算内訳書 6部（正本1部、副本5部）
- (ウ) 提案会社概要 6部（正本1部、副本5部）

#### ② 提出期限

令和4年7月4日（月）午後5時まで（必着）

#### ③ 提出先

三県協事務局 岩手県分室（岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室 国際観光担当）

#### ④ 提出方法

- (ア) 持参又は郵送により提出すること。
- (イ) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。
- (ウ) 郵送の場合は、封筒の表に「企画提案書等」在中の旨を朱書きの上、上記期限内に

提出すること。

⑤ その他

(ア) 提案は1者につき1提案とし、複数提案を認めない。

(イ) 企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

(ウ) 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、引き換え、撤回することができないものとする。

(5) 企画提案の無効

企画提案書を提出期限までに提出しない者の企画コンペ提案、または以下のいずれかに該当する企画コンペ提案は無効とする。

① 提出期限を過ぎて提出された企画提案

② 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

④ その他企画コンペに関する条件に違反した提案

## 6 委託候補者の選定方法等に関する事項

資料3「十和田八幡平国立公園等の体験学習旅行誘客促進事業（香港）企画提案審査要領」（以下、「審査要領」という。）に基づき、企画コンペの審査を行う。

(1) 審査委員会の開催

① 開催期日（予定） 令和4年7月上旬から中旬

② 開催場所（予定） 盛岡市内

③ 開催方法

ア 審査は、参加者から提出された企画提案書等の内容に基づき行う。

イ 追加資料等の提出は認めない。

(2) 審査事項

審査は、応募者の提出書類について、審査要領により各審査員が評価、得点化し、審査する。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、委託候補者を選定・内定後、令和4年7月中旬以降に応募者に通知する予定である。

## 7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要（契約は、三県協と締結する。）

(2) 契約保証金

契約保証金は、岩手県の規定を準用するものとする。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、三県協と委託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことができるものとする。

## 8 公正な企画コンペの確保

- (1) 企画コンペ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画コンペ参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の企画コンペ参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画コンペ参加者は、委託候補者の選定前に、他の企画コンペ参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画コンペ参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該企画コンペ参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 9 その他

- (1) 提出書類の取扱い
  - ① 企画コンペ参加者が提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、企画コンペ参加者に帰属するものとする。
  - ② 提出書類は返却しないものとする。
  - ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として企画コンペ参加者が負うものとする。
- (2) 企画コンペに要した費用について  
全て企画コンペ参加者が負担するものとする。
- (3) 企画コンペスケジュール（予定）

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 質問票の提出期限       | 令和 4 年 6 月 15 日（水） |
| 質問に対する回答期日     | 令和 4 年 6 月 20 日（月） |
| 企画コンペ参加届出書提出期限 | 令和 4 年 6 月 22 日（水） |
| 企画提案書等提出期限     | 令和 4 年 7 月 4 日（月）  |
| 企画コンペ審査委員会     | 令和 4 年 7 月上～中旬     |
| 企画コンペ結果通知      | 令和 4 年 7 月中旬       |
| 契約締結手続         | 令和 4 年 7 月中～下旬     |

【様式1-1】

|                |
|----------------|
| 会社名等： _____    |
| 担当部門： _____    |
| 担当者： _____     |
| メールアドレス： _____ |
| TEL： _____     |
| FAX： _____     |

実施要領等に関する質問票

| No | 資料名称 | 該当項目（該当頁） | 質問内容 |
|----|------|-----------|------|
| 1  |      |           |      |
| 2  |      |           |      |
| 3  |      |           |      |
| 4  |      |           |      |

〔留意事項〕

- ・資料名称の欄には質問の対象となる資料の名称（実施要領又は業務仕様書の別）を記入すること。
- ・提出期限内に提出のこと。期限を過ぎたものは受け付けない。
- ・原則として電子メールで送付のこと。（アドレス：AE0006@pref.iwate.jp）

北東北三県観光立県推進協議会  
会長 青森県知事 三村申吾 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名

### 企画コンペ参加届出書

「十和田八幡平国立公園等の体験学習旅行誘客促進事業（香港）」に係る企画コンペに参加したいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

なお、「企画コンペ実施要領」の「3 参加者の資格要件」に定める次の内容について虚偽がないことを誓約します。

#### 記

- 1 三県協の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- 2 直近 3 カ年の間で、行政機関からの委託を受けて、香港などの海外又は在日の旅行会社の招請事業を受託した実績（元請け、下請けを問わない。）を有すること。
- 3 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 4 民事更生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 5 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による整理開始の申立てをなされていない者であること。破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- 6 参加届出書の提出の日から委託候補者を決定するまでの間に、三県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- 7 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 8 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しない者であること。



【様式1-3】

会社概要及び過去3年間の主な類似事業の受注等実績

|                 |     |        |
|-----------------|-----|--------|
| 商号又は名称          |     |        |
| 代表者職氏名          |     |        |
| 所在地             |     |        |
| 設立年月日           |     |        |
| 資本金             |     |        |
| 直近の年間売上高        |     |        |
| 従業員数            |     |        |
| 業務内容            |     |        |
| 会社の特色           |     |        |
| 過去3年間の類似事業の実績   | 発注者 | 受注事業内容 |
|                 |     |        |
|                 |     |        |
| 【本申請の窓口となる担当者名】 |     |        |
| 所属              |     | 電話     |
| 職               |     | FAX    |
| 氏名              |     | E-mail |

※既存の資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されているものがあれば、添付すること。